

# マイナンバーの利用範囲等の拡大について

2022年10月18日

**デジタル庁**

## 説明事項

1. マイナンバー法改正の検討状況について
2. マイナンバー制度に関する特区提案について

## 『デジタル社会の実現に向けた重点計画』抜粋（令和4年6月閣議決定）

### （1）国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン

#### ① トータルデザインで目指す姿

品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、アーキテクチャ設計の在り方を根本から見直す。具体的には、「スマートフォンで60秒で手続きが完結」「7日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」とともに、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靱性を確保することも含め、国・地方公共団体・民間を通じたアーキテクチャの将来像を整理し、令和7年（2025年）を当面の実装ターゲットとして検討を進める。（略）

#### ② 実現に向けた技術及び制度の検討

アーキテクチャを根本から見直すに当たり、（略）行政システムが必要とする共通機能のコンポーネント化（部品化）を進め、システムの疎結合化を実現する。これにより、機能の重複等を避けながら柔軟性・連携性の高いアーキテクチャを実現し、民間並みのコスト実現を目指す。（略）

### （3）マイナンバー制度の利活用の推進

#### ① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることについて国民の理解を得るためには、特に重要となる。

（略）

（略）その上で、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度を施行することを目指す。

# 個人情報保護のために遵守すべき要素および現行の措置

- 情報連携において、各種法令に基づき、**個人情報保護を確保することが不可欠**。現行の番号制度においては、番号制度に対して国民から生じうる懸念や住基ネットに係る最高裁判決において示された合憲性の要素を十分踏まえ、個人情報保護の措置を講じているところ。
- 情報連携の範囲・手法にかかる検討**にあたっては、引き続き、**このような要素を十分踏まえることが重要**。

## 住基ネット訴訟最高裁判決を踏まえた現行の制度設計

番号制度に対する懸念	住基ネット訴訟最高裁判決の趣旨	現行の制度における制度設計（社会保障・税番号大綱の趣旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>国家により個人の様々な個人情報「番号」をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかと懸念</li> <li><u>「番号」を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念</li> <li>集積・集約された個人情報によって、本人が意図しない形の個人像が構築されたり、特定の個人が選別されて差別的に取り扱われたりするのではないかと懸念</li> </ul> </li> <li>「番号」や個人情報の不正利用又は改ざん等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念</li> </ul>	a. 何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>「番号」に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない旨、法律に規定するとともに、</li> <li>正当な理由のない提供行為等を処罰する罰則を設ける。</li> </ul>
	b. 個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし、</li> <li>情報連携基盤においては、「民－民－官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとし、</li> <li>更に当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる。</li> </ul>
	c. 管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>「番号」を用いることができる事務の種類</u>、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を<u>逐一法律又は法律の授權に基づく政省令に明示することで番号制度の利用範囲・目的を特定する</u>とともに、</li> <li>情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイ・ポータル上で確認できるようにする。</li> </ul>
	d. システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。</li> </ul>
	e. 目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関の職員等による不正利用、不正収集等を処罰する罰則を設けるとともに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律より法定刑を引き上げ、</li> <li>また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に対処する直罰規定を創設する。</li> <li>さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。</li> </ul>
	f. 第三者機関等の設置により個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置する。</li> </ul>

## 行政機関間の情報連携のさらなる推進

- 行政機関間の連携においては、行政機関がその**事務の実施に必要な範囲で、国民一人一人の正確かつ最新の情報を参照**できることが重要。これまで、マイナンバー制度等に基づき、情報提供ネットワークシステムや中間サーバ等を通じて、行政手続に必要な添付書類の削減等が実現されてきた。今後、行政機関間の情報連携をさらに推進すべく、制度面では利用徹底や拡大に向けた検討の具体化を進めるとともに、システム面では現行インフラ更改時の基本設計や取扱いも含めた検討を進める。
- このとき、国や自治体等のシステムについて今後順次**ガバメントクラウドの活用が推進**されることや、**暗号技術をはじめとしたセキュリティ技術の進展等**をふまえ、**情報連携の手法を最新化**することで、「7日間でサービス立ち上げ」「60秒で行政手続き完結」実現に必要な情報を、個人情報保護を徹底しながら迅速に活用できるよう、**システムおよび制度の両面で検討を進める**。
  - 新規で必要とされる機関間の情報連携を、より速やかに開始できるようにする。
  - 同一システム内における機関間の情報連携を、より効率的に実施できるようにする。

### システム面の検討方針

#### 情報連携の基盤にかかると一貫した設計

- 自治体の基幹業務システムの統一・標準化（データの標準化やガバメントクラウドの活用等）を踏まえ、データ要件・連携要件との整合性を確保する。
- 公共サービスメッシュにおける情報連携に必要な機能群は、共通化・重複排除を実現する。
- 自治体内の情報活用と一貫した設計となるよう、自治体内情報活用のプロトタイプ構築等における技術的検証の成果を活用する。

### 制度面の検討方針

#### ①現行制度における利用の徹底

- 例：災害の際の弔慰金に関する手続

#### ②制度を拡大しうる事務

- 個人に関する属性情報の登録等を必要とする事務
  - 例：自動車登録など、各種の行政機関への登録等手続
- 手続主体から手続の効率化などの効果が考えられる事務
  - 例：在留する外国人に関する手続、在外邦人の行う手続
- 手続の性格からデジタル化の効果が考えられる事務
  - 例：国家資格等における手続

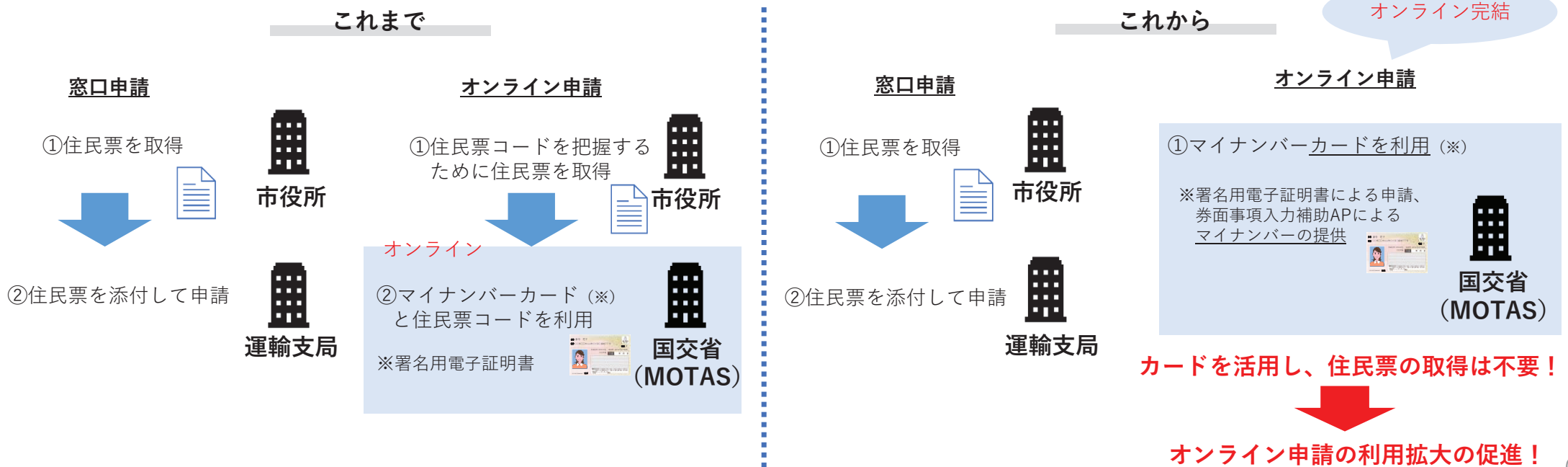
## 自動車登録に関する手続きにおけるマイナンバーの利活用

- 自動車の所有者は、運輸支局に新規登録や引越し時の変更登録の際、別途、**警察署**に対して**保管場所証明の申請**や、**都道府県**に対して**自動車税の申告**を行う必要。国土交通省ほか関係省庁において**自動車OSS（ワンストップサービス）によるオンラインでのワンストップ申請・添付書類省略を推進**。
- **自動車の変更登録（引越し）**においては、**自治体での引越し手続**とは別に、**運輸支局**で**住民票等**を添付して申請する、または、住民票に記載される「**住民票コード**」を入手し**オンライン申請**を行う必要がある状況。



今後、オンラインによる自動車の変更登録（引越し）の申請において、**マイナンバーカードを活用した「マイナンバーの提供」**により、**申請者による住民票の取得が不要となり、国民の利便性向上**につながる。

### 引越しによる変更登録の申請手順



## 在留外国人に関する手続におけるマイナンバーの利活用

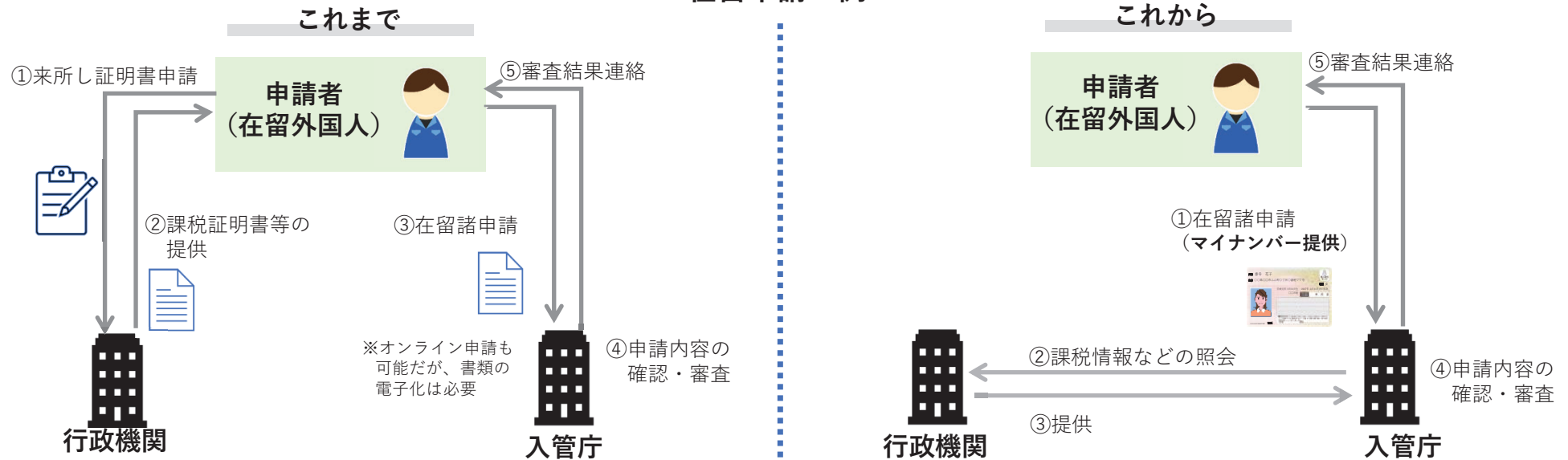
在留資格を有する外国人等が在留諸申請（在留期間更新許可申請等）をオンラインで行う場合、他の行政機関が保有する証明書等について紙媒体にて取得し、電子化した上で、在留申請オンラインシステムに登録する必要があり、申請者にとって負担が大きい。



今後、マイナンバーの提供により、関係行政機関との連携がなされた場合は、申請や届出に必要な行政機関発行の証明書類を省略することが可能となり、在留外国人（申請者）の負担が軽減。

また、申請等取次者として手続を行う企業等にとっても、複数の外国人従業員に係る証明書類を複数の行政機関から入手して提出する必要がなくなり、負担軽減。出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）においては、中長期在留者に関する情報の正確性が確保され、適正な在留管理の実現にもつながる。

### 在留申請の例





# 在留外国人に関する手続におけるマイナンバーの利活用

**特定技能外国人の受入れ・活動状況に関する届出（四半期ごと）**につき、雇用主（特定技能所属機関に限る）の負担軽減のため、課税証明書等疎明資料の添付を求めているが、出入国在留管理庁が内容を確認したい場合は、**証明書類の追完を求めている。**

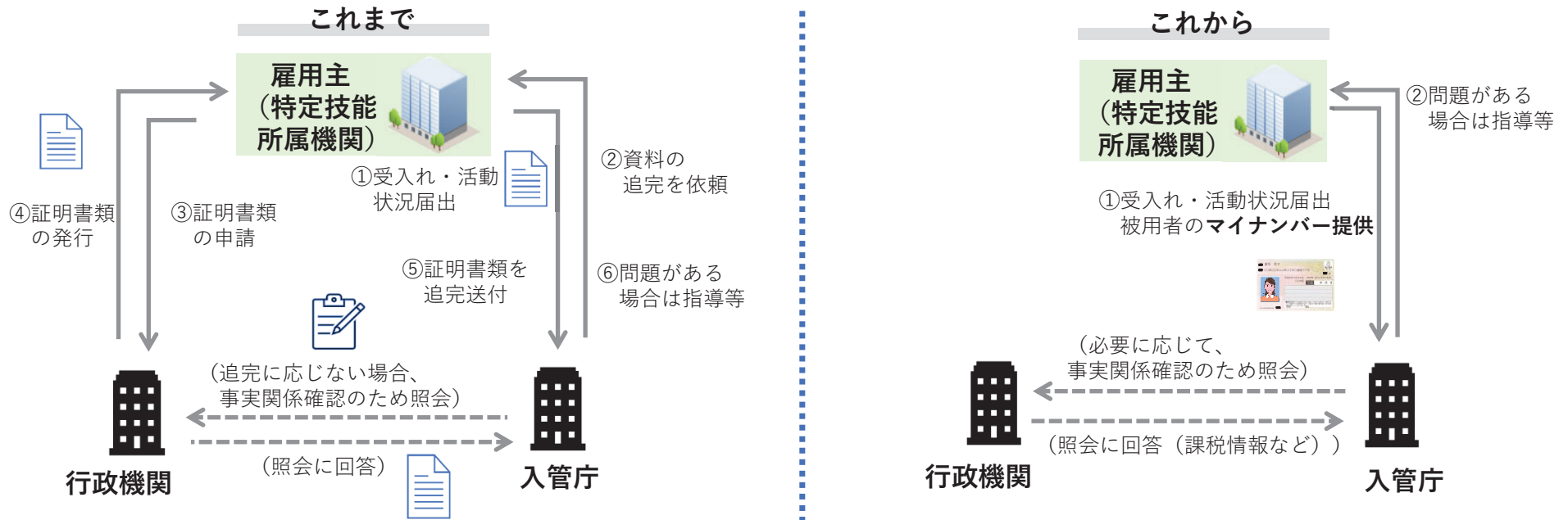
その際、**雇用主が行政機関より証明書類の発行を受けて追完。**追完に応じない場合、**入管庁から事実関係を行政機関に照会する必要あり。**



今後、マイナンバーの提供により、**関係行政機関との連携がなされた場合、雇用主への追完依頼や行政機関同士の紙による照会・回答プロセスが省略され、雇用主、入管庁及び他の行政機関の負担が軽減。**

また、将来的には、雇用主が契約変更等の届出時にマイナンバーを提供することで、本件届出について**届出事項の削減や届出自体の省略につながる可能性。**入管庁は、**届出内容の正確性が確保され、特定技能外国人の保護を含め、適正な在留管理の実現**にもつながる。

## 特定技能外国人の受入れ・活動状況届出の例





## 情報連携を実施することが困難な事例

- 現行では、自治体独自の事務であって番号利用法別表に掲げる事務に準じないものについては、マイナンバーを利用した情報連携が困難。

### 情報連携を実施することが困難な事例（一例）

苫小牧市	ぬくもり灯油事業	地方税関係情報 障害者関係情報 生活保護関係情報	低所得の高齢者世帯や障がい者世帯に対して、暖房費の一部として、1世帯当たり年額1万円を助成。
秋田市	結婚新生活支援事業 補助金	地方税関係情報 戸籍関係情報	結婚に伴い新生活を始める新婚世帯を応援するため、住宅の購入費・建築費、住宅の賃借費、リフォーム費用、引越費用の一部を補助。
久留米市	久留米市保育士奨学金 返済支援事業	地方税関係情報 国家資格関係情報	奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内の保育所等に保育士等として就職された方を対象に、奨学金の返済費用の一部を補助。
鹿児島市	鹿児島市移住支援金	雇用保険関係情報 公金口座関係情報	東京23区内に在住していた方等が、鹿児島市において中小企業等に就業、起業またはテレワークを行っている場合に、移住支援金を支給。

## 情報連携における個人情報保護の在り方について

- 個人情報の情報連携が、正当な行政目的の範囲内で行われるものであることを担保する措置として、情報連携を行う際には、事務の範囲や提供される個人情報等を法律及び法律の授權に基づく政省令に逐一明示した上で、情報提供の記録についてはマイナポータルを通じて開示を行ってきた。
- また、独立した第三者機関である個人情報保護委員会の監視・監督のもと、適切に情報連携の運用が行われてきた。
- 一方で、誰一人取り残されないデジタル化を達成するためにも、柔軟で機動的な情報連携が求められるところ、番号利用法の規制の在り方についても再検討する必要がある。

### 正当な行政目的の範囲内で情報連携が行われることを担保する措置の在り方について

- マイナポータルを通じて、特定個人情報の情報提供の記録の開示を、引き続き適切に行う。
- 個人情報保護委員会を通じて、情報連携の運用への監視・監督を、引き続き適切に行う。
- 情報連携の対象となる事務や情報項目については、情報連携を行う前に特定個人情報保護評価等で明示する。



- 個人番号の利用や情報連携を行う主体、事務及び情報項目については、法律に別表形式で明示されているが、迅速な情報連携のニーズが高まっている中、一部の項目については政省令で規定することも考えられるのではないか。
- 自治体が独自で情報連携を行う事務については、番号利用法の別表に掲げる事務に準じる事務に限定された運用がなされているが、きめ細やかな情報連携のニーズが高まっている中、自治体が柔軟に情報連携をできるようにするべきではないか。

## 説明事項

1. マイナンバー法改正の検討状況について
2. マイナンバー制度に関する特区提案について

## つくば市、吉備中央町、加賀市のマイナンバー制度に関する提案の検討結果

市町村名	主な提案内容	主な提案内容に対する見解
つくば市	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進サービスの提供・研究のため、自治体・大学等の健康関連データにおけるマイナンバーの利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R5年法改正に向けて、9条2項に基づく条例を制定することで、3分野に類する事務に限らず、自治体の事務のためにマイナンバーの利用を可能とする方向で検討中。</li> <li>条例に定めることで自治体の内部部局、教育委員会などの情報の連携も可能となる。</li> <li>自治体の事務を外部委託することにより、大学、研究機関などにおいてもマイナンバーの利用が可能となる余地あり。</li> <li>医療保険情報取得APIの利用により、医療保険情報を本人同意により官民の機関に提供することが可能。</li> </ul>
吉備中央町	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの見守りや発育支援サービス提供のため、母子保健情報、健診結果等の情報を連携するためのマイナンバーの利用</li> </ul>	
加賀市	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどものいじめ・虐待・貧困の早期発見のための情報連携におけるマイナンバーの利用</li> <li>交通弱者等に対する移動支援のための免許返納情報等におけるマイナンバーの利用</li> </ul>	

## (参考) 現在のマイナンバー法の規定 (法律) 抜粋

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

- 1 0 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- 1 1 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第四項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- 1 2 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 1 3 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 1 4 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等 (行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)) 及び地方公共団体情報システム機構 (以下「機構」という。)) 並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。) の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

(以下略)

(利用範囲)

- 第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者 (法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第四項において同じ。) は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。 当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
- 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税 (地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。) 又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。 当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
  - 4 健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法 (昭和二十五年法律第七十三号) 第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号) 第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第三十一項、第七十条の二の二第十七項若しくは第七十条の二の三第十六項、国税通則法 (昭和三十七年法律第六十六号) 第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) 第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法 (昭和四十九年法律第百十六号) 第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 (平成九年法律第百十号) 第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(以下略)

(委託先の監督)

- 第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## (参考) 現在のマイナンバー法の規定 (法律) 抜粋 続き

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

- 八 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 九 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(以下略)

(特定個人情報保護評価)

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であつた者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

約100項目程度

別表第一（第九条関係）

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第二百三十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて <u>主務省令で定めるもの</u>
----------	--

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて <u>主務省令で定めるもの</u>	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて <u>主務省令で定めるもの</u>
----------	--	---	---



# (参考) 「医療保険情報取得API」とは

マイナポータルサービスの一つに、「社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会」が保管する医療保険情報（薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報）を確認できるサービス」があります。

「医療保険情報取得API」を利用することで、利用者の同意を得た上で、医療保険情報を外部のWebサービス提供者へ提供することができます。マイナポータルで事前に代理人登録することで、代理人は委任者の「医療保険情報」を取得できます。

